

工事成績評定等実施要領（１）

（１件の請負代金額が５００万円以上の建設工事）

（対象工事）

第１条 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象は松戸市（関係機関を含む）が発注する１件の請負代金額が５００万円以上の建設工事（以下「工事」という。）を対象とし評定するものとする。

（成績評定の時期）

第２条 成績評定の時期は、検査職員にあつてはしゅん工検査、一部しゅん工検査又は中間技術検査実施の都度、工事担当班長及び監督職員にあつては、しゅん工又は一部しゅん工時とする。

（成績評定の方法）

第３条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

２ 工事成績の採点は、工事成績評定表（松戸市工事検査要綱（昭和５８年松戸市訓令甲第２号）第２号様式）により行うものとする。

３ 項目別評定点（第５号様式）の算出は、細目別評定点採点表（第５号様式の２、第５号様式の３）により行うものとする。

４ 評定にあつては、別紙-１～別紙-６の「工事成績採点の審査項目別運用表」により行い、別紙-７の「記入方法及び留意事項」、別紙-８の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

５ 前項の別紙-１～別紙-８は、必要に応じて追加・変更することができる。

６ 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

７ 評定者が二人以上ある場合は、評定者が相互に協議して評定するものとする。

（審査項目の採点方法）

第４条 工事成績の採点は下記により行うものとする。

中間技術検査があった場合

評定点合計＝監督職員の評定点×0.4＋工事担当班長の評定点×0.2＋検査職員の評定点（中間技術）×0.2＋検査職員の評定点×0.2－法令遵守等

中間技術検査がなかった場合

評定点合計＝監督職員の評定点×0.4＋工事担当班長の評定点×0.2＋検査職員の評定点×0.4－法令遵守等

- 2 中間技術検査が2回以上あった場合の評定点は平均点を記入する。
- 3 一部しゅん工検査の場合の評定は、引渡しを受ける部分の評定を行うものとし監督職員、工事担当班長及び検査職員が各々評定を行い、しゅん工の際に、しゅん工検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 監督職員、工事担当班長、検査職員の評定点は小数第1位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 法令遵守等は、工事担当班長が記入する。
- 7 所見は必ず記入する。
- 8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で評定し、手直し後の評価はしないものとする。

（成績評定結果の通知）

第5条 しゅん工検査の成績評定結果については、工事検査済証（松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第78号様式）の備考欄に評定点を記入し、項目別評定点（第5号様式）を添付のうえ、受注者に通知する。

（成績評定点の修正）

第6条 引き渡し後、契約不適合責任期間中に関係法令違反・事故等により契約不適合が判明した時は、再度工事成績採点を見直し受注者に工事成績評定通知書（第6号様式）で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。

（説明請求）

第7条 第5条又は第6条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に工事成績評定に係る説明請求書（第7号様式）を提出するものとする。

式)により、主務課長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第8条 主務課長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、工事成績評定に係る説明書(第8号様式)により速やかに回答するものとする。

2 主務課長は、前項の回答をする場合、工事担当課長に工事成績評定結果に係る説明について(第9号様式)により説明を求めることができる。

3 工事担当課長は、前項の依頼があった場合、工事成績評定に係る説明書(第10号様式)により主務課長に回答するものとする。

(再説明請求)

第9条 前条の工事成績評定に係る説明を受けた者は、この説明内容に相違がある場合には、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面(第7号様式)により、主務課長に再説明を求めることができる。

(再説明に対する回答)

第10条 主務課長は、受注者から再説明を求められた場合、工事成績評定に係る再説明書(第11号様式)により速やかに回答するものとする。

2 主務課長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(成績評定結果の閲覧)

第11条 第5条又は第6条の規定による評定の結果について、当該工事の受注者に通知後、行政資料センターにおいて閲覧に供するものとする。

2 閲覧の内容は、工事名、受注者名、請負金額及び成績評定点とする。

3 閲覧の期間は、工事の完成検査日の翌月末から2年を経過する日の年度末までとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	3.3 / 3.3 点
	II 配置技術者	4.1 / 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	13.0 / 13.0 点
	II 工程管理	8.1 / 8.1 点
	III 安全対策	8.8 / 8.8 点
	IV 対外関係	3.7 / 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	14.9 / 14.9 点
	II 品質	17.4 / 17.4 点
	III 出来ばえ	8.5 / 8.5 点
4 工事特性	施工条件等への対応	7.3 / 7.3 点
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	5.7 / 5.7 点
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	5.2 / 5.2 点
7 法令遵守等(減点のみ)	工事事務等による減点	0.0
	総合評価項目不履行による減点	0.0
評定点合計		100.0 / 100 点

(注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

細目別評定点採点表

項目	細別	①監督職員	②担当班長	③検査職員(中間技術)	④検査職員	細目別評定点	満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$1.0 \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点				3.3	3.3
	II. 配置技術者	$3.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点				4.1	4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	$4.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点			$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	13.0	13.0
	II. 工程管理	$4.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$2.0 \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点			8.1	8.1
	III. 安全対策	$5.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$3.0 \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点			8.8	8.8
	IV. 対外関係	$2.0 \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点				3.7	3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$4.0 \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点			$10.0 \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	14.9	14.9
	II. 品質	$5.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点			$15.0 \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	17.4	17.4
	III. 出来ばえ				$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	8.5	8.5
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$20.0 \times 0.2 + 3.3 = 7.3$ 点			7.3	7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$7.0 \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点				5.7	5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献度		$10.0 \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点			5.2	5.2
7. 法令遵守等	工事故等による減点		$0.0 \times 1.0 = 0.0$ 点			0.0	0.0
	総合評価項目不履行による減点						
	加減点	35.0	35.0		35.0	100.0	100.0

※ 中間技術検査があった場合 $(①+②+③ \times 0.5+④ \times 0.5) =$ 細目別評定点 (中間技術検査が2回以上の場合は③は平均点)

中間技術検査がなかった場合 $(①+②+④) =$ 細目別評定点

細目別評定点採点表(中間技術検査あり)

項目	細別	①監督職員	②担当班長	③検査職員(中間技術)	④検査職員	細目別評定点	満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$1.0 \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点				3.3	3.3
	II. 配置技術者	$3.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点				4.1	4.1
2. 施工体制	I. 施工管理	$4.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点		$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	13.0	13.0
	II. 工程管理	$4.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$2.0 \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点			8.1	8.1
	III. 安全対策	$5.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$3.0 \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点			8.8	8.8
	IV. 対外関係	$2.0 \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点				3.7	3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$4.0 \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点		$10.0 \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	$10.0 \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	14.9	14.9
	II. 品質	$5.0 \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点		$15.0 \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	$15.0 \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	17.4	17.4
	III. 出来ばえ			$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$5.0 \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	8.5	8.5
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$20.0 \times 0.2 + 3.3 = 7.3$ 点			7.3	7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$7.0 \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点				5.7	5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献度		$10.0 \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点			5.2	5.2
7. 法令遵守等	工事故等による減点		$0.0 \times 1.0 = 0.0$ 点			0.0	0.0
	総合評価項目不履行による減点		0.0				
	加減点	35.0	35.0	35.0	35.0	100.0	100.0

※ 中間技術検査があった場合 $(①+②+③ \times 0.5+④ \times 0.5) = \text{細目別評定点}$ (中間技術検査が2回以上の場合は③は平均点)

中間技術検査がなかった場合 $(①+②+④) = \text{細目別評定点}$

第 6 号様式 (評定点が修正された場合の書式)

(用紙規格 JIS A4)

第 年 月 日
様

松戸市長 (公印省略)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき再度評定した結果を通知します。

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
しゅん工検査年月日	年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

第7号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

工事検査担当課長 様

受注者

印

工事成績評定に係る説明（再説明）請求書（依頼）

年 月 日付けで通知を受けた工事検査結果通知書の評定点に対して、下記のとおり説明（再説明）を求めます。

記

1 工 事 名

2 内 容

（注）説明、再説明のどちらか一方を二線でもって消すこと。

第 8 号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

様

工事検査担当課長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

（工事成績評定表、考査項目別、施工プロセスのチェックリストの写し添付）

（注）この説明書（回答）に相違がある場合には、説明書（回答）を受理した日から 1 4 日以内に再度説明請求が出来ます。

事 務 連 絡
年 月 日

工事担当課長

工事検査担当課長

工事成績評定結果に係る説明について（依頼）

から工事成績評定等実施要領(1)第 7 条の規定に基づき下記工事について説明を求められました。つきましては、貴課担当部分の評定について、ご説明下さいますようお願いいたします。

また、説明内容について、工事成績評定結果に係る説明書（第 10 号様式）により回答をお願いします。

記

- 1 工 事 名
- 2 説明日時
- 3 説明場所
- 4 必要書類
 - ・工事成績採点の考査項目別運用表（チェックリスト）
 - ・施工プロセスチェックリスト
 - ・その他の関係書類

第 1 0 号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

工事検査担当課長

工事担当課長

工事成績評定結果に係る説明書（回答）

年 月 日付けで依頼のありました工事成績評定に係る説明依頼については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 内 容

第 1 1 号様式

(用紙規格 JIS A4)

年 月 日

様

工事検査担当課長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定点について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

目 次

記 号	内 容	ページ
	評定点の標準	1

1. 土木工事

(土木工事に付帯する機械設備工事、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事を含む。)

(監督職員)

記 号	考查項目	細 別	工 種	ページ
別紙-1①	1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者 (現場代理人等)		2
別紙-1②	2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理		3
別紙-1③	2. 施工状況	III. 安全対策 IV. 対外関係		4
別紙-1④	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	土木工事 機械設備工事	5
別紙-1⑤	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	6
別紙-1⑥	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	土木工事 機械設備工事	7
別紙-1⑦	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 維持・修繕工事	8
別紙-1⑧	5. 創意工夫	I. 創意工夫		9

(工事担当班長)

記 号	考查項目	細 別	工 種	ページ
別紙-2①	2. 施工状況	II. 工程管理 III. 安全対策		10
別紙-2②	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		11
別紙-2③	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		12
別紙-2④	7. 法令遵守等			13

(検査職員)

記 号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙-3①	2. 施工状況	I. 施工管理		14
別紙-3②	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	土木工事 機械設備工事	15
別紙-3③	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	16
別紙-3④	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	維持修繕工事(建築を除く)	17
別紙-3⑤	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	管理設工事(下水道開削)	18
別紙-3⑥	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	管渠更生工事	19
別紙-3⑦	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	取付管工事(汚水樹・雨水樹等)	20
別紙-3⑧	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	公園工事	21
別紙-3⑨	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	道路街築工事(小型コンクリート二次製品)	22
別紙-3⑩	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	仮設工事(矢板等)	23
別紙-3⑪	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	コンクリート構造物工事	24
別紙-3⑫	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	土工事(切土、盛土、堤防等)	25
別紙-3⑬	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	護岸・根固・水制工事	26
別紙-3⑭	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	27
別紙-3⑮	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	舗装工事	28
別紙-3⑯	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	法面工事	29
別紙-3⑰	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	基礎工事及び地盤改良工事	30
別紙-3⑱	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	31
別紙-3⑲	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	塗装工事	32
別紙-3⑳	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	トンネル工事	33
別紙-3㉑	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	植栽工事	34
別紙-3㉒	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	防護柵工事	35
別紙-3㉓	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 III. 出来ばえ	標識工事(大型標識)	36

(検査職員)

記 号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙-3㉔	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	区画線工事	37
別紙-3㉕	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	電線共同溝工事	38
別紙-3㉖	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	清掃・除草工事	39
別紙-3㉗	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	橋梁修繕工事	40
別紙-3㉘	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	機械設備工事	41
別紙-3㉙	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	電気設備工事	42
別紙-3㉚	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	43
別紙-3㉛	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	44
別紙-3㉜	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	下水道工事(推進・シールド)	45
別紙-3㉝	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	水道工事(管路工事)	46
別紙-3㉞	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	さく井工事	47
別紙-3㉟	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	グラウンド・コート舗装工事(野球場・グラウンド・テニスコート・芝舗装等)	48
別紙-3㊱	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	防球ネット・防砂ネット工事	49
別紙-3㊲	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	木柵工事	50
別紙-3㊳	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	土工事(汚染土壌処理)	51
別紙-3㊴	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	鋼橋補修工事(炭素繊維シート工法)	52
別紙-3㊵	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	橋梁下部工事	53
別紙-3㊶	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	浚渫・河道掘削工事	54
別紙-3㊷	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	水管橋工事	55
別紙-3㊸	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	競技場改修工事	56
別紙-3㊹	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	擁壁工事等(井桁ブロック)	57
別紙-3㊺	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	擁壁工事等(鋼製枠)	58
別紙-3㊻	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート二次製品工事(U字溝、BF等附帯的なものを除く・L型・ボックスカルバート・ブロック積み)	59
別紙-3㊼	3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 Ⅲ. 出来ばえ	その他工事	60

2. 公共建築工事

(建築工事に付帯する電気設備工事、機械設備工事等を含む。)

(監督職員)

記 号	考查項目	細 別	工 種	ページ
別紙-4①	1.施工体制	I. 施工体制一般		61
別紙-4②	1.施工体制	II. 配置技術者(現場代理人等)		62
別紙-4③	2.施工状況	I. 施工管理		63
別紙-4④	2.施工状況	II. 工程管理		64
別紙-4⑤	2.施工状況	III. 安全対策		65
別紙-4⑥	2.施工状況	IV. 対外関係		66
別紙-4⑦	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		67
別紙-4⑧	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	建築工事	68
別紙-4⑨	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	電気設備工事 受変電設備工事	69
別紙-4⑩	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	70
別紙-4⑪	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	解体工事	71
別紙-4⑬	5.創意工夫	準備・後片付け関係		72
		施工関係		
		品質関係		73
		安全衛生関係		
		施工管理関係		
		その他		

(工事担当班長)

記 号	考查項目	細 別	工 種	ページ
別紙-5①	2.施工状況	II. 工程管理		74
		III. 安全対策		
	6.社会性等	I. 地域への貢献等		
別紙-5②	4.工事特性(施工条件等への対応)	建物規模への対応		75
		建物固有の機能の 難しさへの対応		
		建物固有の施工技術 の難しさへの対応		76
		厳しい自然・地盤 条件への対応		
別紙-5③	8.法令遵守等	厳しい周辺環境、 社会条件との対応		77
		施工現場での対応		
別紙-5③	8.法令遵守等			78

(検査職員)

記 号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙－6①	2.施工状況	I. 施工管理		79
別紙－6②	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		80
別紙－6③	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	建築工事	81
別紙－6④	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	電気設備工事 受変電設備工事	82
別紙－6⑤	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	83
別紙－6⑥	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	解体工事	84
別紙－6⑧	3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	建築工事	85
別紙－6⑨	3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	86
別紙－6⑩	3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	87
別紙－6⑪	3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	解体工事	88

3 記入方法及び留意事項

記 号	内 容	ページ
別紙－7	1. 出来形及び品質のばらつきの考え方	89
	I .出来形評価 II .品質評価	90
	2. 多工種複合工事の取り扱い 3. コンクリート構造物のクラックについて 4. その他	91

4 施工プロセスのチェックリスト (土木)

記 号	考査項目	細 別	ページ
別紙－8①	1 施工体制	I 施工体制一般	92
別紙－8②	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者／現場代理人・管理技術者・主任技術者	93
別紙－8③	2 施工状況	I 施工管理	94
別紙－8④	2 施工状況	II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	95

(建築)

記 号	考査項目	細 別	ページ
別紙－8⑤	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者／現場代理人／管理技術者／主任技術者	96
別紙－8⑥	2 施工状況	I 施工管理	97
別紙－8⑦	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	98

工事成績評定採点をする上で評定点の標準については下記による。

評定点の標準

評定点の標準値	評 価 の 標 準	
80点以上	・ 他の模範となる優秀な工事	
75～80点未満	標準的工事	・ 標準的工事の中で優秀なもの。
65～75点未満		・ 標準的な工事
65点未満	・ 今後改善すべき事項がある工事	

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	●評価対象項目 ☐ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ □ 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。 ☐ □ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 ☐ □ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。 ☐ □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。 ☐ □ 請負代金内訳書が契約後7日以内に提出されている。 ☐ □ 施工体制台帳、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ □ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 ☐ □ 緊急指示等に対する対応が速やかである。 ☐ □ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ □ その他 理由:	0 / 0 ##### % c	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者(現場代理人等)	●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ □ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ☐ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ □ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ □ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ □ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 ☐ □ その他 理由:	0 / 0 ##### % c	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙-1②
 [記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

調査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 ☐ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ □ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ □ 工事全般において、低騒音型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ □ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ □ 立会確認の手続きが事前になされている。 ☐ □ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 ☐ □ 施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ □ その他 理由:			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	
	II. 工程管理	●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ □ 現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☐ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ □ 休日の確保を行っている。 ☐ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ □ その他 理由:			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ □ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 □ □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。 □ □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備されている。 □ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 □ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 □ □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ □ 工事現場における保安施設等の整備・管理が的確であり、よく整備されている。 □ □ その他 理由:	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	0 / 0					
	##### %					
	##					
	Ⅳ. 対外関係	a 適切である ●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ その他 理由:	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	0 / 0					
	##### %					
	c					
	●判断基準					
	評価値が90%以上.....a					
	評価値が80%以上90%未満.....b					
	評価値が80%未満.....c					
	①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。					
	②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。					
	③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■)					
	④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					

別紙-1④

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	土木工事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙-7参照 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
	機械設備工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全般みわたり、形状及び寸法の実績値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩擦、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他				
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c				
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。				

0 / 0

%

c

別紙-1⑤

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

検査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ ☐ 機械等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工している。 ☐ ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ ☐ 分解整備における既設部品等の摩擦、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	0 / 0 ##### % c	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

別紙-1⑥

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙-7参照 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の性能を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由:				
		0 / 0				
		##### %				
		c				
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(監督職員)

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事 0 / 0 ##### % c	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他 理由:			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	
	維持・修繕工事 0 / 0 ##### % ##	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
		●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ その他 理由: ☐ その他 理由: ☐ その他 理由: ☐ その他 理由:			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上.....a ※ 評価値が80%以上90%未満.....b ※ 評価値が80%未満.....c 注 記載の4項目を必修の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

考査項目	細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、棧橋工、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固土、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ☐ ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ ※ 本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:]
	記述評価 (■に付した 評価内容を 詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載 評 点 : 0 点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ■が付されれば1点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

別紙-2①

[記入方法] 該当する項目は□を■にする。

(工事担当班長)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
		優れている。	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 理由:					
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e	
		優れている。	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由:					
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

考査項目	細別	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由: ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。 (1.について) 切土の土工量:20万㎡以上、盛土の土工量:15万㎡以上、護岸・築堤の高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面面積:15㎡以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は護岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万㎡以上、流路工の計画高水流量:500㎡以上、砂防ダムの高さ:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 理由: ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。 (4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又はアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
	III 厳しい自然・地盤条件への対応	☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由: ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。 (11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	IV 長期工事における安全確保への対応	☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他 () ※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば6点の加点とする。
評価	評価点	0 点

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価する。

※2. 評価にあたっては、監督職員等の意見も参考に評価する。

別紙-2③

〔記入方法〕 該当する項目は□を■にする。

(工事担当班長)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由:					
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う。					

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																	
7. 法令遵守等	○工事事務等による減点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td>— 2 0 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>— 1 5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>— 1 3 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>— 1 0 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意</td> <td>— 8 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意</td> <td>— 5 点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>— 3 点</td> </tr> </tbody> </table> ■ 項目該当なし		措 置 内 容	点 数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	— 2 0 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 1 5 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 1 3 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 1 0 点	☐ 5. 文書注意	— 8 点	☐ 6. 口頭注意	— 5 点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	— 3 点
措 置 内 容	点 数																	
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	— 2 0 点																	
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 1 5 点																	
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 1 3 点																	
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 1 0 点																	
☐ 5. 文書注意	— 8 点																	
☐ 6. 口頭注意	— 5 点																	
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	— 3 点																	
	○総合評価項目不履行による減点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 総合評価項目を履行しなかった場合</td> <td>— 3 点</td> </tr> </tbody> </table> ① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 建設業法に違反する事実が判明した。(例)一括下請け、技術者の専任違反等 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理の措置が適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16. その他 理由:		措 置 内 容	点 数	☐ 1. 総合評価項目を履行しなかった場合	— 3 点												
措 置 内 容	点 数																	
☐ 1. 総合評価項目を履行しなかった場合	— 3 点																	
減点 0																		

別紙-3①

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 ☐ 契約書第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき監理していることが確認できる。 ☐ その他 理由:			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c				
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。				

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	土木工事	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
I. 出来形		「評価対象項目」 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由:						① 出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定してない工事は「c」評価とする。	
		※ばらつき判断基準は別紙-7参照							
	機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の管理ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由:					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					① 左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ② 右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③ 評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。		

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
I. 出来形		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 その他 理由:					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	維持修繕工事(建築を除く)	●評価対象項目 ☐ ☐ 工事目的をよく理解した適切な施工である。 ☐ ☐ 施工計画に定められた品質計画により管理されている。 ☐ ☐ 施工計画に定められた品質計画により記録が整備されている。 ☐ ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ ☐ 現場開放時における措置が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由:]																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	維持修繕工事(建築を除く)	●評価対象項目 ☐ 全体的な仕上がりが良い。 ☐ 取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 公共物として安全に対する配慮がなされている。 ☐ 既設構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ 清掃、後片付けが良好である。					●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																		

別紙-3⑤

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	管理設工事 (下水道開削)	●評価対象項目 ☐ 工事目的をよく理解した適切な施工である。 ☐ 材料の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 管渠及びマンホールの位置が適切であることが確認できる。 ☐ 管渠の高さ及び法線が良好であることが確認できる。 ☐ 組立式マンホールの割付が適正であることが確認できる。 ☐ マンホールの機能が適正であることが確認できる。 ☐ 管渠にゆがみが無いことが確認できる。 ☐ 締固めを適正に施工していることが確認できる。 ☐ インパートが良好に施工されていることが確認できる。 ☐ 管渠の接合状態が良好であることが確認できる。 ☐ その他 理由: ①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
		●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	管理設工事 (下水道開削)	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 漏水がない。 ☐ クラックがない。 ☐ マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ☐ マンホールのインパートの仕上がりが良い。 ☐ マンホール内の仕上がりが良い。																																							

●判断基準

該当5項目以上.....a

該当4項目.....b

該当3項目.....c

該当2項目以下.....d

別紙-3⑥

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	管渠更生工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 工事に適した施工である。 ☐ ☐ 施工計画で定められた品質計画により管理されている。 ☐ ☐ 施工計画に定められた品質計画により記録が整備されている。 ☐ ☐ 使用材料の規格が満足していることが確認できる。(厚、強度、粗度係数等) ☐ ☐ 施工前の清掃(木根除去等)が入念に実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ その他 [理由:]																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
		●判断基準																																							
		<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	管渠更生工事	●評価対象項目 ☐ 丁寧な施工がなされている。 ☐ 表面が平滑で、補修痕がない。 ☐ 管渠の断面減少がない。 ☐ 管口、端部処理が良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	取付管工事 (汚水桝・雨水桝等)	●評価対象項目 ☐ 施工計画に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 締固めを適切に施工しており、管の周辺に空隙が生じてないことが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ 復旧方法が配慮されている施工であることが確認できる。 ☐ その他 理由:																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
		●判断基準																																							
		<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	取付管工事 (汚水桝・雨水桝等)	●評価対象項目 ☐ 接合状態が良い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 管口の仕上がりが良い。 ☐ 歩道及び車道の復旧(含、仮復旧舗装)は勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	公園工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 土工事は設計図書または施工計画に合致した施工であることが確認できる。 ☐ ☐ 二次製品は品質が確認できる。 ☐ ☐ 自然材料の使用にあたっては監督職員の確認を得たものを使用している。 ☐ ☐ 樹木は産地や規格が確認できる。 ☐ ☐ 休憩施設、遊具等の設置は強固で安全性に問題がない。 ☐ ☐ 形状・寸法・高さ・配置等が設計意図を反映していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 理由:																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
							●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	公園工事	●評価対象項目 ☐ 土工の仕上がりが良い。 ☐ 構造物の仕上がりが良い。 ☐ 植栽は配置や向きに配慮がある。 ☐ 園路・広場はわだちや段差がなく仕上がりが良い。 ☐ 芝張は適切に行われ、良好な活着が見込まれる。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	道路街築工事 (小型コンクリート二次製品)	●評価対象項目 ☐ ☐ 工事目的をよく理解した適切な施工である。 ☐ ☐ 材料の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ 製品に傷や補修痕がない。 ☐ ☐ 起点終点の位置が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 線形が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物の基礎等が堅固にできていることが確認できる。 ☐ ☐ 交差点等の細部にわたる計画がなされていることが確認できる。 ☐ ☐ バリアフリーの基準に合った施工であることが確認できる。 その他 [理由:]																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	道路街築工事 (小型コンクリート二次製品)	●評価対象項目 ☐ 全体的な仕上がりが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 公共物として安全に対する配慮がなされている。 ☐ 既設構造物にも細心の注意が払われている。					●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	仮設工事(矢板等)	●評価対象項目 ☐ ☐ 工事目的をよく理解した適切な施工である。 ☐ ☐ 材料の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 ☐ ☐ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検が適正に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 線形が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した方法で施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由:]																																							
		①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	仮設工事(矢板等)	●評価対象項目 ☐ 全体的な仕上がりが良い。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 公共物として安全に対する配慮がなされている。 ☐ 既設構造物にも細心の注意が払われている。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、とろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		理由:					●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
		☐ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処理を行っている。 ※別紙-7参照 上記該当あれば.....c																																					
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
		●評価対象項目 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐採除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他					理由:			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																														
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
Ⅲ. 出来ばえ	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 護岸・根固・水制工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
		●評価対象項目 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 ☐ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ☐ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ☐ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																	
		理由:					●判断基準 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																			
	護岸・根固・水制工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																		
		●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすり付けが良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。																																						

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																		
		●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 ☐ 溶接作業びあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ☐ 欠陥部の発生がみられないことが確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																			
		【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ その他					●判断基準 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで																																						
	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																						
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																					
		理由:																																								
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																					
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																					
		●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																			

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他 [理由: _____]					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																				
		【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 [理由: _____]					●判断基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	a	a'	b	b'	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																							
	50%以下	80%以下	80%を超える																																								
評価値	a	a'	b	b'																																							
90%以上	a	a'	b	b'																																							
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																							
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																							
60%未満	b'	c	c	c																																							
		【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他 [理由: _____]																																									
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																						
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																						
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																				

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
		●評価対象項目 【共通】 ☐ ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 雨水による崩壊がおこらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																	
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]																																						
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]					●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
		【現場法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】 ☐ ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]																																						
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																			
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																			
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当3項目以上……………a 該当2項目……………b 該当1項目……………c 該当なし……………d																																	

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	基礎工事及び地盤改良工事	●評価対象項目 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スパンサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てに当たり、編心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他 理由:																																					
		【地盤改良関係】 ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	基礎工事及び地盤改良工事	●評価対象項目 ☐ ※ C評価とする。																																					

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設までにさび、とろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ スペーサの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ ☐ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ ☐ 構造物の法線及び高さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		理由:					●判断基準 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		評	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
		☐ クラックある場合、有害又は進行性のクラック無く、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行っている。 ※ 別紙-7を参照 上記該当があれば.....c																																					
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 支承部の仕上がりが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																

[記入方法] 1. 該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ 塗装工事にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしていることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		理由:					●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																	

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 トンネル工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		理由:					●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
	トンネル工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																	
		●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。																																					

別紙-3①
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																															
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ ☐ 施工完了後、余剰枝の選定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ ☐ 樹木の産地や規格が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木は適切に植栽され、良好な活着が見込まれる。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当なし.....d																																

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																														
	防護柵工事	●評価対象項目 ☐ 防護柵設置要綱等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 材料の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 基礎の施工にあたって、コンクリートブロック等の規格を満足していることが確認できる。 ☐ 支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ 支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																	
	防護柵工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。				●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	標識工事 (大型標識)	●評価対象項目 ☐ ☐ 道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 材料の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ 床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規格を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 その他 理由:																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	標識工事 (大型標識)	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向きに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板や支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																

別紙-3④
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線を消去の場合は、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																

別紙-3⑤
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗装時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件に適した方法で適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 管路材等の扱いには細心の注意が払われていることが確認できる。 ☐ 既設埋設物に十分留意した施工がなされていることが確認できる。 ☐ その他 理由:																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 特殊部の仕上りが良い。 ☐ 基礎表面は平坦で仕上りの良さがうかがえる。 ☐ 漏水がない。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当8項目以上……………a 該当7項目……………b 該当6項目……………c 該当5項目以下……………d																																

別紙-3②⑥

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。
	清掃・除草工事	●判断基準 ※ C評価とする。						
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d			
	清掃・除草工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	●判断基準 ※ C評価とする。		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 橋梁修繕工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																		
		●判断基準 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 既存施設部分、施工済み部分の養生が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 品質管理記録は設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(ミルシート等を含む) ☐ 作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 気温、温度、天候に留意し、適切な品質を確保するよう施工していることが確認できる。 ☐ 不可視部分は工事記録で確認できる。 ☐ その他					理由:			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
							●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																					
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																					
	60%未満	b'	c	c	c																																					
Ⅲ. 出来ばえ	橋梁修繕工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d																																				

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督職 員が文書で指示を行い 改善された。	e 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査職 員が修補指示を行っ た。	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 機械設備 工事	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認できる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 [理由: _____] ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。		
Ⅲ. 出来ばえ	機械設備 工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d			

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督職 員が文書で指示を行い 改善された。	e 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査職 員が修繕指示を行っ た。	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備 工事	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係わる技術検討を検討していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。		
Ⅲ. 出来ばえ	電気設備 工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d			

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督職 員が文書で指示を行い 改善された。	e 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査職 員が修補指示を行っ た。	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 通信設備工事 ・受変電設備 工事	●評価対象項目 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他					☐ 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督職 員が文書で指示を行い 改善された。		
		理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。		
Ⅲ. 出来ばえ		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている				
	通信設備工事 ・受変電設備 工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d		

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満たしていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ ☐ 有害なクラックが無い ☐ ☐ その他 [理由: _____] 【地すべり防止工事(抑止アンカー工事(ガランドアンカー、ロックボルト))】 ☐ ☐ アンカー施工長さが全本数確認できる。 ☐ ☐ アンカー施工角度が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 削孔内のスライム処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 注入材の充填が適切であり、引張力試験値からも確認できる。 ☐ ☐ 頭部処理(定着金具、キャップへの防錆グリスの充填、防水処理等)が適切に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 設計図書や本工法に関する設計、施工指針に基づき、定められた施工手順により行われていることが確認できる。 ☐ ☐ アンカー材や注入原材料の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 受圧板が適正に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____] 【地すべり防止工事(暗渠排水工事)】 ☐ ☐ 基礎部が凹凸蛇行のないように施工されている。 ☐ ☐ 地盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☐ ☐ 暗渠管の接続が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 栗石が均一に詰め込まれていることが確認できる。 ☐ ☐ 埋め戻しは締め固め地山のすり付けに配慮し施工されている。 ☐ ☐ その他 [理由: _____] 【地すべり防止工事(集水ボーリング)】 ☐ ☐ ボーリングの掘削位置、配列、方向、仰角、深度等は設計図書に基づき適正に施工された。 ☐ ☐ ボーリング孔からの排水処理は適切に行われており、再浸透が防止されている。 ☐ ☐ 掘削機械に応じた適切な足場が設置されたことが確認できる。 ☐ ☐ ボーリングの孔口は施工に先立ち法面を整備し土砂崩壊が起きないように施工された。 ☐ ☐ 保孔管のストレーナー加工は設計図書に基づき適正に施工されたことが確認できる。 ☐ ☐ 検尺の記録がある。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																		
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b	b'	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	b	b'	c	c	60%以上75%未満	b'	c	c	c	60%未満					☐ クラックある場合、有害又は進行性のクラック無く、発生したクラックに対しては有識者の意見に基づく処置を処置を行っている。 ※別紙-7を参照 上記該当あれば……………c	
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																					
	50%以下	80%以下	80%を超える																																						
評価値	a	a'	b	b'																																					
90%以上	a	a'	b	b'																																					
75%以上90%未満	b	b'	c	c																																					
60%以上75%未満	b'	c	c	c																																					
60%未満																																									
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当3項目以上……………a 該当2項目……………b 該当1項目……………c 該当項目なし……………d																																		

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 下水道工事 (推進・シールド)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
		●評価対象項目 【共通】 ☐ ☐ マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採用し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ 管の法線及び高さが良好であることが確認できる。 ☐ ☐ マンホールの組立形状が適切である。 ☐ ☐ インパートの形状が良好である。 ☐ ☐ 基礎工が良好であることが確認できる。 【推進】 ☐ ☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 推進作業等がデータで確認できる。 ☐ ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド】 ☐ ☐ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ ☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐ ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐ ☐ 裏込め注入状況がデータで確認できる。 ☐ ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																		
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。						ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c		
	ばらつきで判断可能			ばらつきで																																					
	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	下水道工事 (推進・シールド)	●評価対象項目 ☐ 通りがよい。 ☐ 漏水がない。 ☐ クラックが無い。 ☐ マンホール天端と路面のすりつけが良い。 ☐ インパートの仕上りが良い。 ☐ マンホール内の仕上りが良い。					●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																	
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
	水道工事 (管路工事)	●評価対象項目 ☐ 管材料は日本水道協会検査証明等、品質規格証明書が整備されている。 ☐ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 ☐ 接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 ☐ 接合結果が記録され、確認できる。 ☐ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 施工条件に適した方法で作業が行われている。 ☐ 管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。 ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																			
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																			
	水道工事 (管路工事)	●評価対象項目 ☐ 接合状況が良い。 ☐ 管内面に補修痕等がない。 ☐ 小構造物等にも細心の注意が払われている。 ☐ 埋設位置が適正である。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。				●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																		

別紙-3④
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	さく井工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 工事に先立ち地下水に対する地盤調査等の分析が入念になされている。 ☐ ☐ 掘削記録及び電気検層結果等が適切に管理されている。 ☐ ☐ 揚水試験が仕様書どおり適切に実施されている。 ☐ ☐ 孔内の仕上げが仕様書どおり適切に実施されている。 ☐ ☐ 掘削中の孔壁保護が入念に施工されている。 ☐ ☐ フィルター材、埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ ☐ ケーシング等挿入、接合作業等が適切に実施されている。 ☐ ☐ その他 [理由:]																																							
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	さく井工事	●判断基準 ※ C評価とする。																																							

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 グラウンド・コート舗装工事 (野球場・グラウンド・テニスコート・芝舗装等)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ 施工に先立ち、CBR値測定、プルフローリング等を行い、支持地盤(路床)の確認を行っている。 ☐ 施工基盤が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ☐ 材料の品質証明が適切で、保管状態が良い。 ☐ 混合土、床土の配合試験(土壌試験)が行われており、品質の規格(粒度、含水比、透水係数、硬度、土壌改良材等)が確認できる。 ☐ 各層(混合土等)の品質管理方法が明確で、品質確保に創意工夫が見られる。 ☐ 植生(芝)の種類、品質、施工後の養生が適切である。 その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																
		●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている																																		
	グラウンド・コート舗装工事 (野球場・グラウンド・テニスコート・芝舗装等)	●評価対象項目 ☐ 平坦性が良い。 ☐ 表面処理が均一で良好である。 ☐ 植生(芝)状況が均一で良好である。 ☐ 内、外野および外周との取り合い(すりつけ)が良い。 ☐ 外溝施設へのすりつけが良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d																																

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 防球ネット・防砂ネット工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																													
	●評価対象項目 ☐ ☐ 品質管理方法が明確で、正確な施工方法がうかがえる。 ☐ ☐ 材料の品質証明が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 主柱および支柱の配置、根入、根枷位置、建注角度等が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ 主ワイヤー及び補助ワイヤー等の設置(張具合、取付金具等)が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ ☐ ネットの張高、継目(重ね処理等)、張具合等が適切である。 ☐ ☐ その他 理由: _____					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
Ⅲ. 出来ばえ	防球ネット・防砂ネット工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている																																
		●評価対象項目 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 取付金具、端部処理にきめ細かさが見られる。 ☐ ワイヤー、ネットの張具合が均一でたるみがない。 ☐ 部材表面に傷、錆等がない。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																														

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 木柵工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
		●評価対象項目 ☐ 有害な割れ傷等がない。 ☐ 継ぎ手部の処理が適切である。 ☐ 防腐剤処理や材料の寸法等が証明書等で確認できる。 ☐ 杭と横木の取り付けが適切である。 ☐ 根入れ部の処理が適切である。 ☐ その他																																							
		理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																		
							●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ	木柵工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																			

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
	土工事 (汚染土壌処理)	●評価対象項目 ☐ 雨水による土壌汚染が拡大しないように、作業手順及び排水対策等を適切に実施している。 ☐ 規定された剥ぎ取り深度が確保されており、剥ぎ取り面価下を乱さないように施工している。 ☐ 剥ぎ取り後の確認が適正であることが関係書類により確認できる。 ☐ 汚染土壌の運搬は適切であり、運搬管理も良好である。 ☐ 植生工・種子吹付等を適宜、適切に行っている。 ☐ 伐採材、根、クレイ、ワッズ等の分別解体等及び再資源化等が適切に行われている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																	
	土工事 (汚染土壌処理)	●評価対象項目 ☐ 表面部の鉛、クレイ、ワッズ等の除去は良好である。 ☐ 法面の浮石除去・木根等、表面が適切に施工されている。 ☐ 剥ぎ取り後の緑化復元が良好である。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえ(汚染土除去)の良さがうかがえる。 ☐ 汚染土壌は適切に処理されている。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。				●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																

[記入方法] 1. 該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 鋼橋補修工事 (炭素繊維シート工法)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
		●評価対象項目 ☐ ☐ 品質管理方法が明確で、正確な施工方法がうかがえる。 ☐ ☐ 材料の品質証明が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ ひび割れ補修(注入等)が適正におこなわれている事が確認できる。 ☐ ☐ 下地処理が適正に行われていることが確認できる。 ☐ ☐ 工法の手順通り、各段階の施工が適正に行われている。 ☐ ☐ 施工の各段階において、監督職員の立会いが実施されている。 ☐ ☐ 接着剤等の空缶管理が、写真で確実に空であることが確認できる。 ☐ ☐ その他					理由:			①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																													
		●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	鋼橋補修工事 (炭素繊維シート工法)	●評価対象項目 ☐ 表面処理が均一でずれが無い。 ☐ シートの接着状況が適切で大きな浮きやふくれがない。 ☐ 隅角部仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																
	橋梁下部工事	●評価対象項目 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎)】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スペンサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てに当たり、編信と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他 理由:					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 ☐ クラックある場合、有害又は進行性のクラック無く、発生したクラックに対しては有識者の意見に基づく処置を処置を行っている。 ※別紙-7を参照 上記該当あれば.....c					ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																			
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																			
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																			
	60%未満	b'	c	c	c																																			
		【躯体(鉄筋コンクリート)】 ☐ 構造物の法線及び高さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由:																																						
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																			
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																			
	橋梁下部工事	●評価対象項目 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上がりが良い。 ☐ 構造物の表面状態が良い。 ☐ パラペットを含め本体にクラックや損傷が無い(補修痕が無い) ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d																																	

別紙-3④
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																																	
	浚渫・河道掘削工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ ☐ 浚渫、掘削工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 ☐ ☐ 浮泥を巻き込まないよう工夫していることが確認できる。 ☐ ☐ 水質汚染対策を配慮した施工を行っている。 ☐ ☐ 雨水による土壌汚染が拡大しないように、作業手順及び排水対策等を適切に実施している。 ☐ ☐ 規定された掘削深度が確保されており、掘削面下を乱さないように施工している。 ☐ ☐ 土壌の運搬が適切であり、運搬管理も良好である。 ☐ ☐ 伐木、除根等の適正な運搬、積卸、処分を行っている。 ☐ ☐ 法面に有害な損傷部が無い。 ☐ ☐ 廃棄物、投棄物等の処理を適切に行っている。 ☐ ☐ 付属工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 ☐ ☐ その他 理由:																																							
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで			50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	浚渫・河道掘削工事	●判断基準 ※ C評価とする。																																							

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																															
	水管橋工事	●評価対象項目 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 ☐ 管材料は日本水道協会検査証明等、品質規格証明書が整備されている。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ☐ 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真で確実に空であることが確認できる。 ☐ 特記仕様書等による品質管理が適正に行われている。 【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水勾配がついている。 ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ その他 理由:																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	水管橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な仕上りが良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																

別紙-3④
[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)																																
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																															
	競技場改修工事	●評価対象項目 ☐ ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ ☐ 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ 部品や二次製品の品質及び形状が設計図書と整合しており、適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 土の締め固めや埋め戻しを適切に行っている。 ☐ ☐ 植生工で植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ☐ ☐ 塗装施工上の注意事項が守られている。 ☐ ☐ 溶接施工上の注意事項が守られている。 ☐ ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ ☐ 品質管理に創意工夫がある。 ☐ ☐ きめ細かな施工がうかがえる。 ☐ ☐ その他 理由:																																					
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d																																		
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																		
	競技場改修工事	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 構造物等との取り合い、すり付けが良い。 ☐ 公共物としての安全、環境等への配慮が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																

[記入方法] 1. 該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 擁壁工事等 (井桁ブロック)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
		●評価対象項目 ☐ ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩基総量アルカリ骨材対策等)が確認できる。 ☐ ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ ☐ 基礎部コンクリートと同様な養生条件におかれた供試体を用いて強度試験を行っている。 ☐ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ 井桁ブロック部材の運搬、仮置きにあたり十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ 井桁ブロック部材の据付にあたり、ブロックの配列、連結が適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 井桁ブロックの部材に損傷が認められない。 ☐ ☐ 裏込材や中詰石等が適切に施工されている。 ☐ ☐ 埋戻しにあたり締固めが適切であることが確認できる。 ☐ ☐ 端部や曲線部の処理が適切である。 ☐ ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																		
		理由:					●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える		評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d																																				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																				
	擁壁工事等 (井桁ブロック)	●評価対象項目 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 井桁ブロック部材のかみ合わせが良い。 ☐ 基礎部コンクリート、井桁ブロック部材にクラックがない。 ☐ 天端、端部の仕上がりが良い。 ☐ 土工の構造物等のすりつけが良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。					●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d																																		

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 擁壁工事等 (鋼製枠)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。																															
	●評価対象項目 ☐ ☐ 鋼材の品質がミルシート等で確認できる。 ☐ ☐ 基礎処理が設計図書に基づき所定の深さ及び形状で施工された。 ☐ ☐ 鋼材の組み立て方法が施工計画書に記述され、吊り込み、据付、組み立て手順が適正であることが確認できる。 ☐ ☐ 各部材のボルトの締め付け確認を行った記録がある。 ☐ ☐ 中詰石がかみ合わせも良く、枠の角から丁寧に空隙のないよう適切に詰め込まれている。 ☐ ☐ 中詰石の上面は蓋スクリーンとの間に空隙ができないように詰め込まれている。 ☐ ☐ 埋め戻しは、鋼製枠に締め固め機械等が直接乗らないようにし、設計図書に基づき適切に締め固めがされた。 ☐ ☐ その他 [理由: _____]																																						
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。																																							
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
Ⅲ. 出来ばえ	擁壁工事等 (鋼製枠)	a	b	c	d																																		
優れている		やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																			
●評価対象項目 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 鋼材の部材に傷、錆がない。 ☐ 地山との取り合わせが適切で端部の施工も良好に仕上げられている。 ☐ 表面の仕上げが良い。 ☐ 全体的な仕上がりが良い。																																							
●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d																																							

[記入方法]1.該当する項目は□を■にする。

(検査職員)

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート 二次製品工事 (U字溝、BF 等付帯的なものを除く) ・L型 ・ボックスカルバート ・ブロック積み	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
		●評価対象項目 ☐ ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ ☐ 法面のとおりがよい。 ☐ ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ ☐ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 ☐ ☐ コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ ☐ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ ☐ その他					①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。			●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>判断不可能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					ばらつきで判断可能			ばらつきで	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで																																						
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能																																						
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																						
	60%未満	b'	c	c	c																																						
Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート 二次製品工事 (U字溝、BF 等付帯的なものを除く) ・L型 ・ボックスカルバート ・ブロック積み	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d																																					

[記入方法] 1.該当する項目は□を■にする。

							(検査職員)		
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-7参照					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。	
	その他工事	●評価対象項目 ☐ ☐ その他 ☐ ☐ その他 理由: ☐ ☐ その他 理由: ☐ ☐ その他 理由: ☐ ☐ その他 理由: ☐ ☐ その他 理由:							
①左欄「対象評価項目」のうち対象とする項目は■、対象としない項目は□とする。 ②右欄「評価項目」のうち評価する項目は■、評価できない項目は□とする。 ③評価値(%)＝評価数(■)／対象評価項目数(■) ④なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。									
●判断基準									
		ばらつきで判断可能			ばらつきで				
		50%以下			80%以下		80%を超える		
評価値	90%以上	a			a'		b		
	75%以上90%未満	a'			b		b'		
	60%以上75%未満	b			b'		c		
	60%未満	b'			c		c		
※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。									
Ⅲ. 出来ばえ		a	b	c	d				
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
	その他工事	●評価対象項目 ☐ その他 ☐ その他 理由: ☐ その他 理由: ☐ その他 理由: ☐ その他 理由: ☐ その他 理由:					●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d		

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		☐ 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)		☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 工事請負契約書第19条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第19条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ 書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 配置技術者として優れている。 b: 配置技術者として良好である。 c: 配置技術者として適切である。 d: 配置技術者としてやや不適切である。 e: 配置技術者として不適切ある。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ 契約書第19条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ☐ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		☐ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び発注者に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ☐ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ☐ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ 休日・代休の確保を行っている。 ☐ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 工程管理が特に優れている。 b: 工程管理が特に良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満……………d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策		☐ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ☐ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ☐ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満……………d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

考査項目	細 別	対 象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐	☐ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ 引渡し時に発注者に対し、保守管理等について適切な説明を行っている。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価 a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満……………d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ その他 理由：
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価		項 目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である			
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

調査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	☐	☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: _____
	受変電設備工事		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐	☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由: _____
		☐	(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である			
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	評価対象項目	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事		C : 評価とする。
C	評 価		

考查項目	細 別	評価対象項目
5. 創意工夫	☐ 準備・後片付け関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 既存部と調和させた工夫 ☐ その他 理由: _____
		詳細評価内容:
	☐ 施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由: _____
		詳細評価内容:
	☐ 品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由: _____
		詳細評価内容:

考査項目	細 別	評価対象項目
5. 創意工夫	☐ 安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由: _____ 詳細評価内容: _____
	☐ 施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由: _____ 詳細評価内容: _____
	☐ その他	☐ その他 理由: _____ ☐ その他 理由: _____ ☐ その他 理由: _____
	評 価	項 目 %

- * 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- * 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、最大7点の加点評価とする。
- * 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
なお、工事担当班長が評価する『工事特性』との二重評価は行わない。
- * 入札時の総合評価提案に係る項目は評価しない。
- * 評価した内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表(公共建築工事)
 工事担当班長-1

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕を持って工事を完成させた。 ☐ 隣接又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 近隣調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 ☐ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢がみられた。 ☐ その他 理由: _____
	詳細評価内容:	
	a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。	
	評価＝	評価選択 ○ a ○ b ○ c ○ d ○ e * 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e 評価を行う。
	Ⅲ. 安全対策	☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由: _____
	詳細評価内容:	
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。		
評価＝	評価選択 ○ a ○ b ○ c ○ d ○ e * 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e 評価を行う。	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等周辺地域との調和を図った。 ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ その他 理由: _____
	詳細評価内容:	
	a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。	
	評価＝	評価選択 ○ a ○ a' ○ b ○ b' ○ c * 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c 評価を行う。

※1. 工事担当班長は、監督職員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価にあたっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果がかった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	☐ 建物規模への 対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他 理由: _____
	評点 = 点	詳細評価内容:
	☐ 建物固有の機能 の難しさへの 対応	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他 理由: _____ [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
	評点 = 点	詳細評価内容:
	☐ 建物固有の施工 技術の難しさ への対応	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他 理由: _____ [評価技術事例] ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点 = 点	詳細評価内容:

考查項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	☐ 厳しい自然・地盤 条件への対応	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他 理由: _____ [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や 施工スペースの制限を受けた工事
	評点＝ 点	詳細評価内容:
	☐ 厳しい周辺環境、 社会条件との 対応	※ 下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他 理由: _____ [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評点＝ 点	詳細評価内容:

考查項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	☐ 施工現場での 対応	※ 下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半数を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他 理由: _____
	評点 = 点	詳細評価内容:
評点計 = 点 (最大20点)		

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 監督職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督職員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令 遵守等	○ 工事事故等による減点	
	点 数	措 置 内 容
	○	該当なし
	○ -20点	1. 指名停止3ヶ月以上
	○ -15点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ -8点	5. 文書注意
	○ -5点	6. 口頭注意
	○ -3点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	○ 総合評価項目不履行による減点	
	□ -3点	1. 総合評価項目を履行しなかった場合
	① 本考査項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の対応事例で上表1から7の措置があった場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者、請負会社の現場従業員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。	

【上記で評価する場合の適応事例】

- ・ 1. 入札手続中に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- ・ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請、技術者の専任違反等
- ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が、判明し、送検等された。
- ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による指示を行ったが、これに従わなかった。
- ・ 16. その他 理由:

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類及び資料整理がよい。 ☐ その他 理由: _____	
		(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が60%以上80%未満... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が50%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が50%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 受変電設備工事		☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が50%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事		☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 品質に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が50%未満.....d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	☐ ☐ きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ☐ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ☐ その他 理由: _____	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が80%未満..... c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもC評価とする。	
	評 価	項	項 目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事	☐	☐ きめ細やかな施工がなされている。
	受変電設備工事	☐	☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		☐	☐ 環境負荷低減への対策が優れている。
		☐	☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するため配慮がなされている。
		☐	☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が80%未満..... c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもC評価とする。	
	評 価	項	項 目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐	☐ きめ細やかな施工がなされている。
		☐	☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		☐	☐ 環境負荷低減への対策が優れている。
		☐	☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するため配慮がなされている。
		☐	☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもC評価とする。	
	評 価	項	項 目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 解体工事		☐ 埋め戻しや整地の状況がよい。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 解体残材は良好に除去され、ガラ等が残存していない。 ☐ 解体部分と周囲の敷地との取り合いが適切に施工されている。 ☐ 残存する構造物に損傷がなく取り合い部の施工が良好である。 ☐ その他 理由: _____
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
			評 価
			a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…………… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評 価	項	項 目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別紙ー7

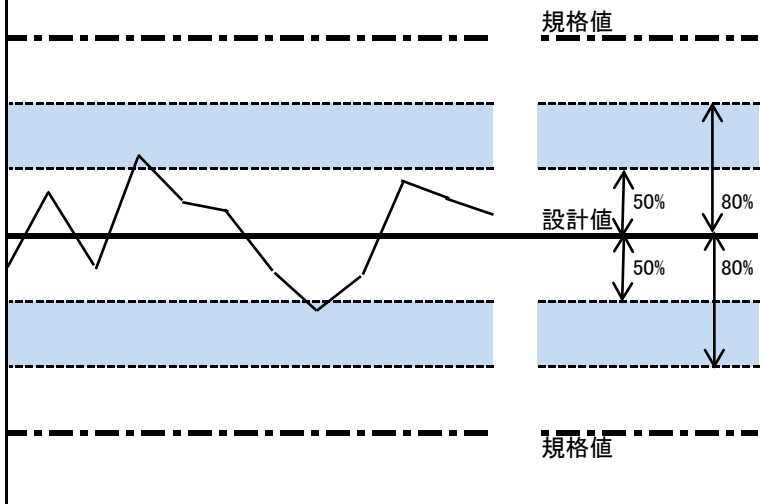
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限值がある場合）

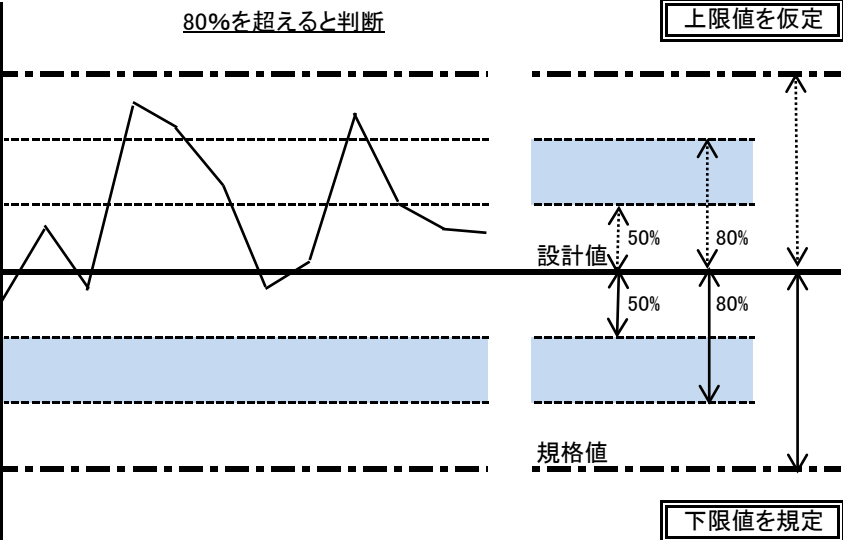
ばらつきが50%以下と判断できる例（測定値の85%以上が規格内）



※ 打点数が少なく、ばらつきの判断ができない場合は
評価対象項目で評価する。

（下限値のみの場合）

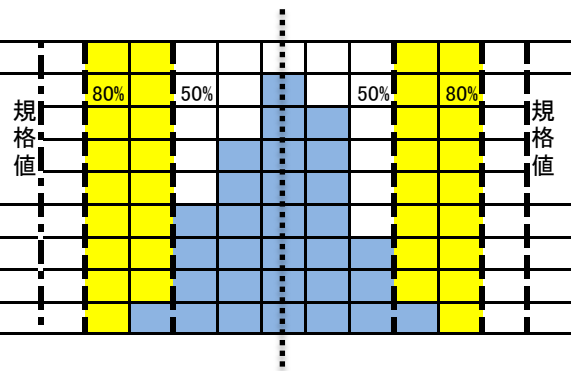
80%を超えると判断



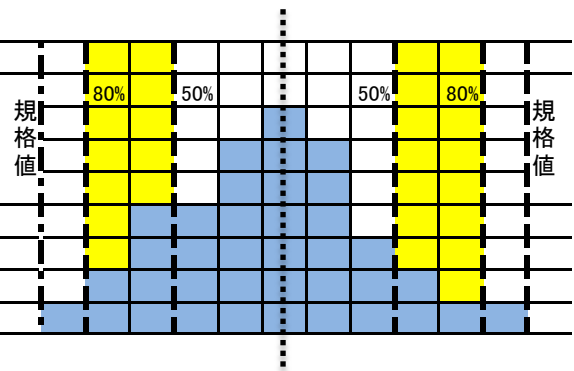
※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は
下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきを考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

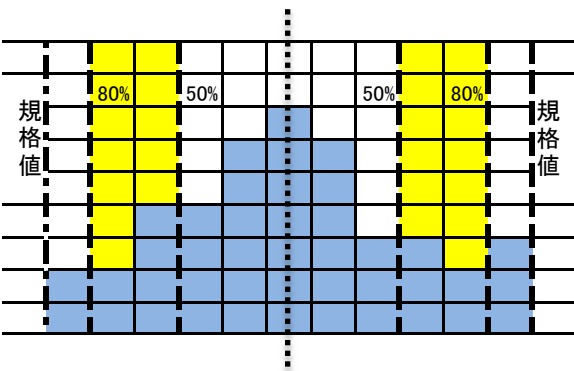
概ね50%以下と判断



概ね80%以下と判断



80%を超えると判断



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 工事全体の中から主たる工種で評定することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位2工種に留める。
- (3) 複数工種で考査する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先し上位2工種に取り込む。
- (4) 2工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させる。(バランスがとれていることが高い評価の条件)
- (5) しゅん工、一部しゅん工、中間技術のすべての検査で当該工事の主たる工種で評価するものとする。なお、一部しゅん工、中間技術検査時の評定に当たって上位2工種の進捗が少ないなど、評価することが不適当な場合は評定しないことが出来る。この場合は、2号様式の所見欄にその理由を記すと共に、後の検査時の評定のため必要に応じて、「考査項目別運用表」の品質及び出来ばえについて可能な範囲の記入を行い、2号様式に添付する。
- (6) 「品質」、「出来ばえ」とも考査項目の追加は認めない。又、不要項目については適宜削除する。
- (7) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- (1) 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。
- (3) 考査項目別運用表の内、新たな工種を作成使用するときは、工事検査担当課に協議すること。

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名	工事
2. 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
3. 受注者名	

課 名:	
監督職員名:	

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば■を記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。
- ④ 当該工事に必要な「確認項目」、「チェックリスト」は適宜追加し作成すること。
- ⑤ 500万円未満の工事については、チェックリストを省略することができる。

(1/4)

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック時期(指示事項)															完成時	備 考	
			(チェックの目安)	着手前	施 工 中												(指示事項及びその是正状況等)				
1	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	・契約締結の7日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □				
		○工事実績情報サービス (CORINS)	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後 等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □			
		○品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □			
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査前)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。(施工時適宜)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
		○請負代金内訳書	・契約締結後7日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更後)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。(施工時の当初、変更時)	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 (施工時の当初、台帳提出の都度)		(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □	(/ □		

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表	チェック時期(指示事項)																
			(チェックの目安)	着手前	施 工 中														完成時	備 考 (指示事項及びその是正状況等)
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□			
			・作業員名簿を作成・提出している。(施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回／月程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
	II 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者	○下請負者の把握	・下請負者が本市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。(施工時適宜)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時1回／月程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○現場代理人・監理技術者・主任技術者の専任制	・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			○監理技術者(主任技術者)	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	(□															
			○監理技術者(主任技術者補佐)	・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする)(着手前)	(□															
			○監理技術者(主任技術者補佐)の専任制	・監理技術者(監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐)が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。(施工時1回／月程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	
○現場技術員	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□				
	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□				
	・現場技術員との対応が適切である。(建設コンサルタント等に現場技術業務委託等の場合)(施工時適宜)		(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□				

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)														完成時	備 考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着 手 前	施 工 中															
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○設計図書の 照査等	・契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計 図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認でき る資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出し、所定の項目が 記載されている。(着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致し ている。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○施工管理 ・工事材料管 理 ・出来形、品質 管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理してい る。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を 書面で確認できる。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・電子納品に係る事前協議に基づき、電子成果品が作 成され、正副本共に必要な対応がされている。 (着手前・施工時適宜・完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		・イメージア ップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み 又、地域等より評価されるものがある。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			○検査(確認 を含む)及び 立会い等の調 整	・監督職員との立会いにあたって、あらかじめ立会願を 提出している。(施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○工事の着手	・工事の着手を確認した(特記仕様書に工事に着手す べき期日について定めがある場合は、その期日までに 工事着手したことを確認した)。(着手時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○建設副産物 及び建設廃棄 物	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理さ れていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提 出した。(着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○指定建設機 械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型 建設機械)を使用している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
○環境に配慮 した資材	・環境に配慮した資材を使用している。(溶融スラグ、エ コセメント、間伐材の利用促進、熱帯木材型枠の低減) (施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)														完成時	備 考 (指示事項及びその是正状況等)														
				着 手 前	施 工 中																												
2 施 工 状 況	Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)					
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、 その結果を書類で提出した。(施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・現場の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
	Ⅲ 安 全 対 策	○安全活動	・災害防止協議会を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・安全パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回／月程度)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・安全巡視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録が ある。(施工時1回／月程度)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の 分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適 宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録 がある。(施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管 理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録が ある。(施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)		
Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記 録がある。(着手前、施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)			
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関 しての苦情対応を適切に行い記録がある。 (着手前、施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)						
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者 と相互に協力を行っている記録がある。 (着手前、施工時適宜)		(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)	(	/	)						

施工プロセスのチェックリスト

1. 工 事 名	工 事	課 名:
2. 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	監督職員名:
3. 受注者名		

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適正であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。(1/3)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								
				着 手 前	施 工 中						完 成 時	備 考
1 施 工 体 制	Ⅰ 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)□	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等により適切に管理して いる。 (施工中適宜)	(□	(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に 掲示している。 (施工中1回程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後7日以内に提出した。 (契約後)	(□								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所 に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
		○施工体制台帳、施工体 系図または作業分担に 関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のもの を提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担 に関する資料でよい。)(施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付 している。 (施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は 適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げ ている。 (施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが 作業している。 (施工時 1回／月程度)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工 事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		(□	(□	(□	(□	(□	(□		

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								完成時	備 考
				着手前	施 工 中								
1 施 工 体 制	Ⅰ 一般施 工 体 制 Ⅱ 配置技 術者／ 現場代 理人／ 監理技 術者／ 主任技 術者	○下請業者の把握	・松戸市の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
		○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を 除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督 職員に提出した。(契約後、変更後、完成時)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
		○監理技術者(主任技術 者)(監理技術者補佐)の 専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(／) □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている 技術者が本人と同一であった。 (着手前)	(／) □									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(監理 技術者が特例監理技術者であり他工事現場を兼任している場合は、 当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確 認し、監理技術者補佐の専任について確認する。)(専任義務は 建築一式工事8,000万円以上、その他工事4,000万円以上) (施工中 1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっ ていた。(特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実 施した場合も、監理技術者が実施したものとして確認する。) (施工中、打合せ時)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
2 施 工 状 況	Ⅰ 施工管 理	○設計図書の照査等	・契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を 行っている (着手前、施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面 により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更事)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □			

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							完 成 時	備 考
				着 手 前	施 工 中							
2 施 工 状 況	I 施 工 管 理	○施工管理 ・建築材料・機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されている ことを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の 様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	II 工 程 管 理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前・施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	III 安 全 対 策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェック する。)									
			①災害防止協議会等 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			②店社パトロール (施工中1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			③安全教育、訓練等 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			④安全巡視、TBM、KY等 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			⑤新規入場者教育 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容を チェックする。)									
			①過積載防止対策 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			②機械・車両等点検整備等 (施工中1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			③重機操作時安全点検記録等 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び監理記録 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	IV 対 外 関 係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記 の内容をチェックする。)									
			①関係官署 (施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			②近隣住民等 (施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			③関連工事等 (施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		